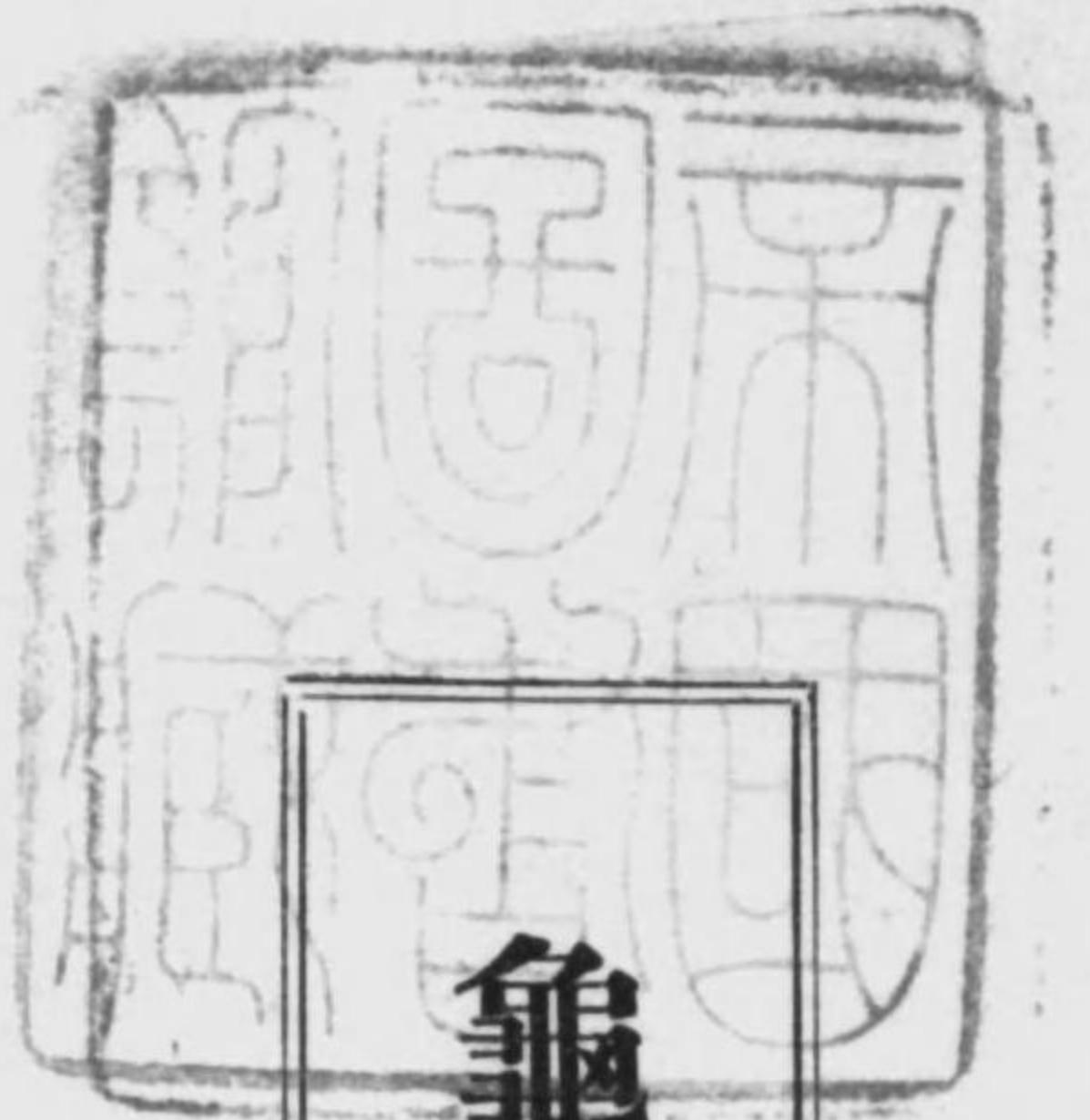


0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15

始



特253
753



龜山園の記



卷中所載目次

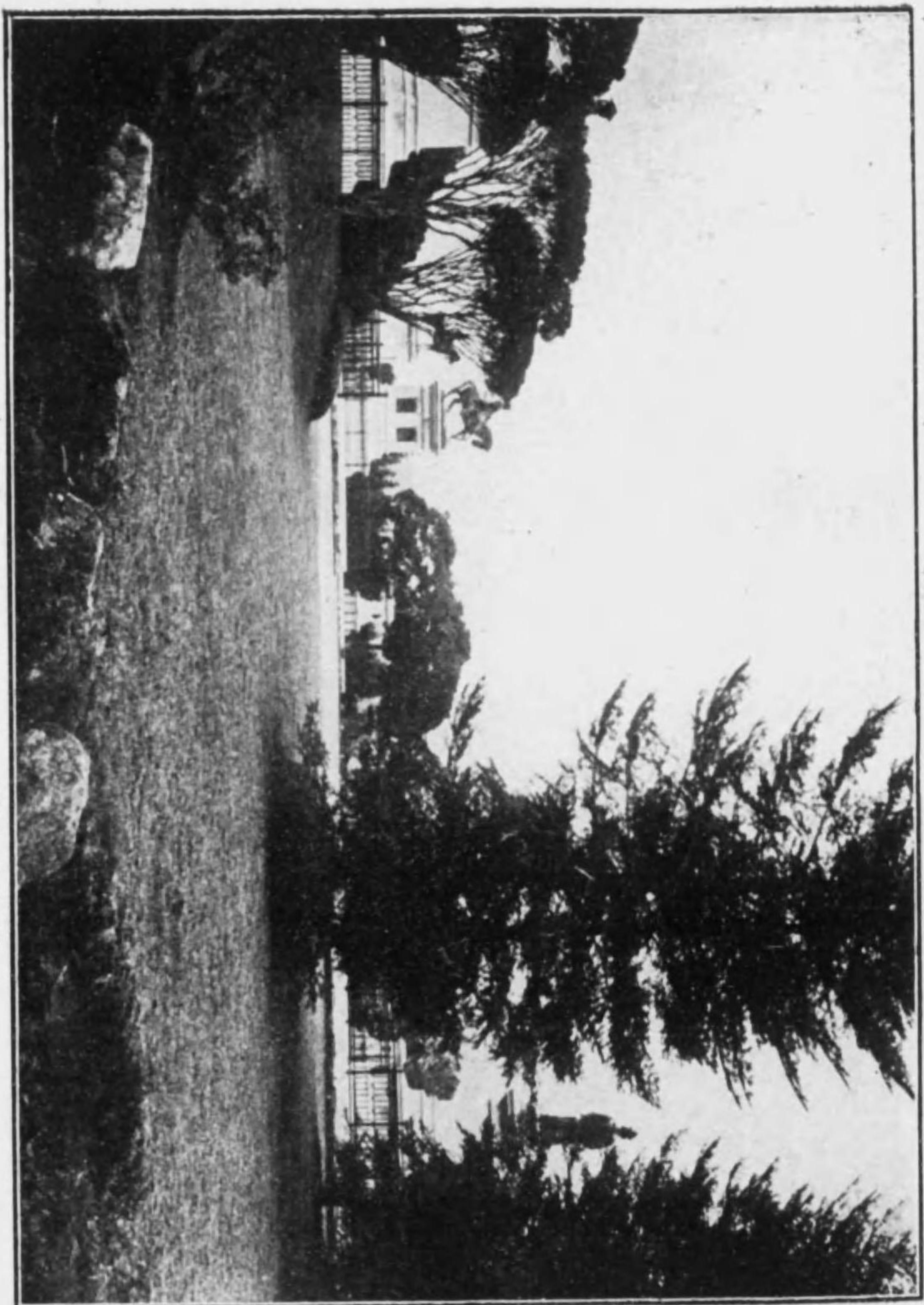
龜山園概說	一頁
六銅像	二頁
六卿四大夫略傳	九頁
日露戰役記念模擬砲臺	五六頁

附錄

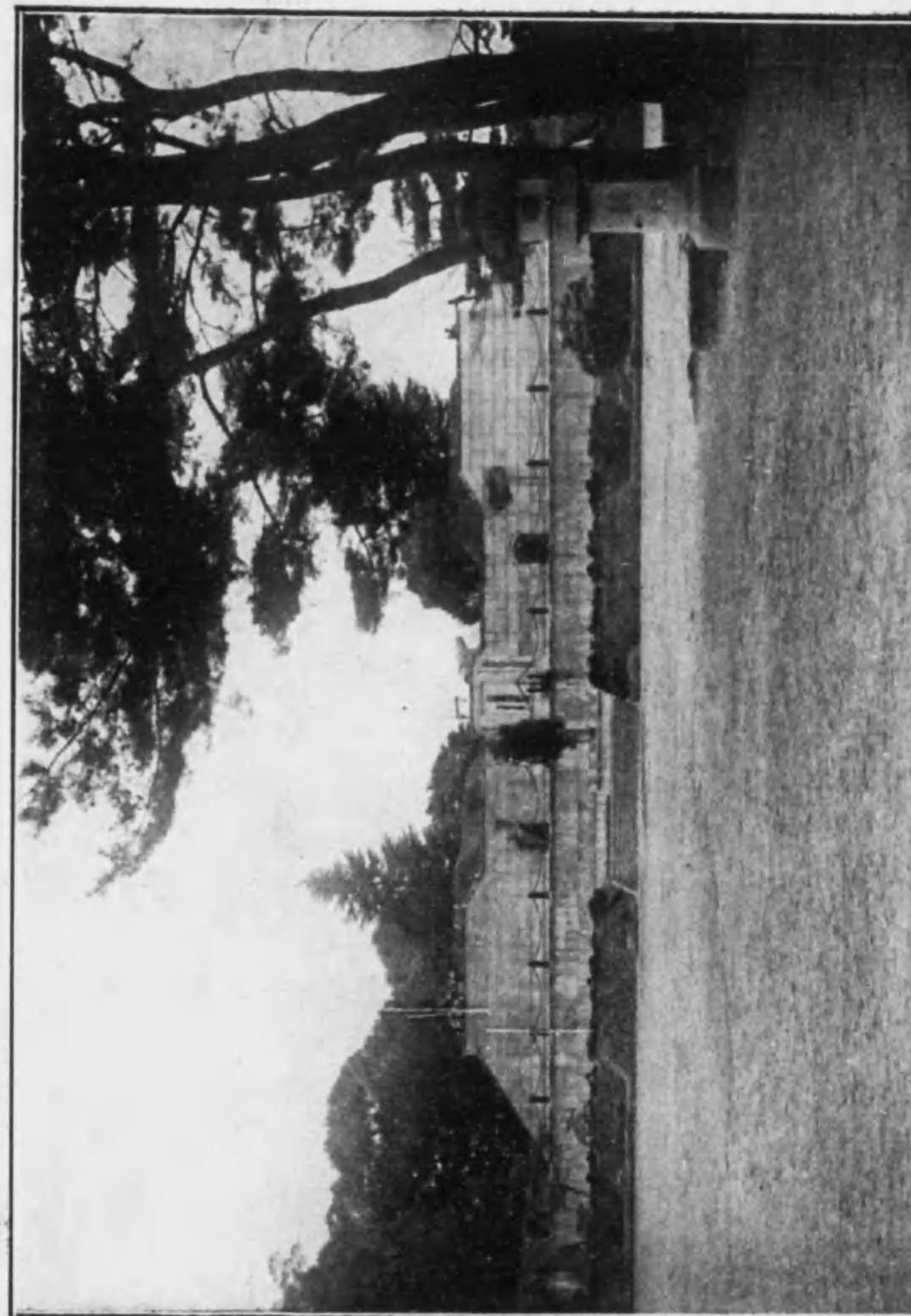
周布政之助來島又兵衛兩君碑文

插入寫眞版

- (一) 龜山銅像地全景
- (二) 日露戰役記念模擬砲臺前景
- (三) 毛利敬親卿銅像
- (四) 毛利元德卿銅像
- (五) 毛利元周卿銅像
- (六) 毛利元蕃卿銅像
- (七) 吉川經幹卿銅像
- (八) 毛利元純卿銅像
- (九) 益田親施君隆起像
- (一) 國司親相君隆起像
- (二) 清水親知君隆起像



龜山頂上銅像像全地景



龜山園の記

作間久吉謹編

龜山は、山口縣山口町の中央に峙てる小丘にして、南方に突出せる平連寺山を龜首こし、北方に連亘せる靜間山を龜尾こし、六銅像を建設せる中央の最高部を龜體こし、全山綠樹鬱生し、遙に之を望めば、眞に綠毛の龜の如し。全部の地積壹萬七千六百二十三坪ありて之を龜山園と稱す。此の園に入るには、西方の新道より登るを本道こし、北方の大典記念山口縣立教育博物

館の横手より登るを裏道也。本園は銅像建設落成と同時に、建設者より之を公爵毛利家一族に贈呈し、公爵毛利家一族に於ては之を受納して、維持保存の方法を定め、取締を常設し、更に民法第三十四條に依り、大正十三年二月八日、内務大臣の許可を得て、財團法人龜山園保存會寄附行為を定め、永久に之を維持保存せらるゝこと、なれり。

六銅像 本園の最高部には、左の六基の銅像あり。

贈正一位毛利敬親卿
從一位毛利元徳卿

贈從三位毛利元周卿
從三位毛利元蕃卿
贈從三位吉川經幹卿
贈從三位毛利元純卿

是は防長士民が、明治の維新を翼賛せし舊藩主の大忠至誠を永久に記念すると共に、其の遺徳を景仰追慕するの衷情を表せんが爲に建設せしものなり。其の建設發起の経過を顧るに、明治二十二年發起の際は、敬親卿の銅像を建設する趣旨なりしも、翌二十三年に至り之に舊四支藩主を加へ、五銅像を建設することとなり

總裁には伯爵山田顯義を、副總裁には子爵林友幸を推し、侯爵井上馨は終始指導計畫の任に當り、同二十五年十一月一日起工式を舉行し、山田總裁の薨去後、公爵伊藤博文を總裁に推し、同三十三年四月十五日除幕式を舉行せり、五銅像建設費は八萬四千四百九拾七圓五拾六錢七厘を要し、防長士民有志者拾萬八千五百貳拾五名より寄附せしものなり。次に建設せられし毛利元徳卿の銅像は、總裁に公爵桂太郎を、副總裁に男爵有地品之允を推し、明治三十五年二月起工式を、同三十九年十月廿一日除幕式を舉行し、防長士民有志者の

寄附金貳萬參千九百四圓八拾參錢を以て、建設費を支辨せり。六銅像は東京砲兵工廠に於て鑄造せしものにして、其の形狀意匠等の概畧を左に記す。

毛利敬親卿（六十七代舊長藩主）乘馬像にして、銅像と臺石の高さとを合し二十五尺、銅像の高さは乗馬を合して十尺あり。卿の服装及馬具は、天保十四年四月朔日羽賀臺閱兵の際に、着用せられし實物を模型させしものなり。臺石に籍入せし四大夫、即ち益田親施、福原元備、國司親相、清水親知の半身隆起銅像は、身長八尺として割出せしものなり。臺石の裏面に明治廿

五年四月起工、明治三十二年一月告成ご刻もあり。
毛利元徳卿（六十八代舊長藩主）乗馬像にして、銅像
臺石の高さは、敬親卿のものに同く、服裝は、明治元
年三月大阪行幸の際、卿が乗馬扈從せし時に着用せし
實物を模型ごせしものなり。臺石の裏面に、明治三十
五年十二月起工、明治三十九年七月告成ご刻もあり。
毛利元周卿（舊長府藩主）立像にして、銅像身長八尺
之に臺石の高さを合し二十尺あり。服裝は、卿が維新
當時國事周旋の際、着用せし鎧直垂の實物を模型ごせ
しものなり。

毛利元蕃卿（舊德山藩主）立像にして、銅像臺石の高
さ前に同じ。服裝は、安政五年初めて卿が參内天機を
奉伺せし際、着用せし衣冠の實物を模型ごせしものな
り。

吉川經幹卿（舊岩國藩主）立像にして、銅像臺石の高
さ前に同じ。服裝は、卿が維新當時國事周旋の際、着
用せし鎧直垂の實物を、模型ごせしものなり。

毛利元純卿（舊清末藩主）立像にして、銅像臺石の高
さ前に同じ。服裝は、卿が四境の役に、石州口防禦總
督として出陣せし際、着用せし小具足の實物を模型ご

せしものなり。

右の六銅像は、龜山中央の最高部を開拓して、畧ほ防長二州の地形に擬し、方位に據りて萩、長府、徳山、岩國、清末の各舊藩所在地に當る方面に、それ／＼其の舊藩主を配置したるものにして、六基相對して環立せるは、祖訓を遵奉して、宗支親睦一致不渝の意を表せしものなり。

六卿四大夫略傳　其の人の遺像を觀るに方り、其の人の經歷を知らんとするは、自然の人情なるが故に、左に六卿四大夫の略傳を掲ぐ。

贈正一位毛利敬親卿

卿は幼名を猷^イ之進^{ノシジン}と稱し、諱は教明^{タクメイ}、後に敬親^{カツカ}と改む、字は子常^{チカニ}、別に誠齋^{セイザイ}、綠竹^{リョクヂク}、自在庵^{ジサイン}、春雨^{スプリング}、大道^{ダーワイ}等の雅號あり。毛利元就十六世の裔孫にして、文政二年二月十五日江戸麻布邸に生る。父は六十五代主毛利齊元^{チヤウモン}、母は原田氏。同四年初て萩に歸り、文武の業を學び最も射を善す、十三歳の時、阿武川に

飛鴨を射て之に中つ。天保八年四月廿七日封を襲ぎ
贈正一位毛利敬親卿銅像

五月十五日

將軍家慶に

謁し、六月

八日首服を

加へ、從四

位に叙し、

侍従に任じ

大膳大夫慶

親（慶字將軍所賜）改む。是より先、卿の襲封前



年に於ては齊熙^{ナツヒ}齊元^{ナツヒ}齊廣^{ナツヒ}三主相踵で卒去し、爲に多大の喪費を要し、且つ霖雨山河を決潰し、防長の被害頗る甚し。卿十九歳の壯年にして其後を承けしも襲封舉禮の費なく、國老益田刑部の如きも、之を如何ともするこ能はざるを上申す。卿之を聞きて大に發奮し、諸種の節儉令を發し、躬ら綿服を用ひ食膳の數を減じて以て範を士民に示す。當時諸侯襲封後藩地に就くを、初人國^{コク}と稱し、頗る華美を競ふの風あり。然るに卿の就國するや、菅笠を頂き、綿服を着け輿を廢し代ふるに乘馬を以てす。藩地に迎ふ

るの士民、大に驚き且つ感泣せざるものなかりしこ
云ふ。卿は襲封後、直に有司を集め、善後策の會議
を開き、村田四郎左衛門等の能吏を擧げ仕組掛こな
し、専ら財政整理の任に當らしむ。然るに八萬貳千
貫、即ち當時の石高に換算すれば百六拾六萬石に相
當する負債を、二州の祿高參拾六萬石より償却せん
とするは、既に數に於て極めて難事に屬す。加ふる
に幕府より、甲州川修理或は江戸城營繕の課役を命
ぜられ、莫大の臨時費を要し、其他諸種の困厄に遭
遇せり。然れども卿は堅忍不屈を以て當路者を督し

年序を逐ふて財政を恢復せしのみならず、時勢に伴
ふ進歩改善の事業は、益々之を擴張し、江戸櫻田邸
内に有備館を起し在勤諸士に文武を獎勵し、又藩地
に於ては、多數の淫祠を廢絶し、士民の迷夢を破り
或は解剖を試みて醫術の進歩を計り、或は萩城外羽
賀臺に三萬五千の大閱兵を舉行し太平の眠を警醒せ
しめ、或は窮民を賑恤する等、其の徳澤自ら封内に
溢れ名聲大に揚りたれば、將軍鞍鑑を賜ひて治績を
賞せり。弘化四年九月二十二日毛利親安の女偕姫（
後に妙好と云ふ）を婚す。同年十二月十六日左近衛

權少將に任す。嘉永四年藩校明倫館を改築擴張して
大に諸臣の文武を獎勵し、或は種痘を封内に普及し
或は姥倉アガタガの地を疏通して水害を防止し、或は儲藏庫
を増設して凶年に備ふる等、専ら心を封内の治安に
注ぐ。同六年米艦浦賀に渡來し互市を迫る、卿は幕
命に依り相州の戍衛に、次て兵庫の警衛に任じ、頗
る盡す所あり。安政四年十二月從四位上に叙し、左
近衛權中將に進む。當時幕府は朝命を侮蔑し、外國
條約を專斷するの傾ありしを以て、天皇宸怒、密旨
を卿に下し王事に勤め京師守護に任せしめんとす。

卿感奮物を獻じ供御を助け、誓て王事に盡すべきを
奉答す。此の時期に於て卿は諸臣を長崎に派し、洋
法銃陣を學ばしめ、又盛に銃砲及軍艦を製造し以て
他日に備へ、或は洋學塾を開き、或は製藥製鐵の場
を設け、或は硝子製造所を設置する等、殆んご寧日
なし。文久元年卿は永井雅樂の航海遠略策（大意は
鎖國の制を改め開闢の方針を執り公武一和國威を海
外に發揚せんとするに在り）を容れ朝幕間の一和を
周旋せしむ。此の議は朝廷も幕府も大に喜びて之を
賛せしも、當時自他藩志士の情勢、専ら尊王攘夷に

傾き、朝議も漸く長井の説を非とするに至り、卿は大勢の如何ともすべからざるを見て、斷然前策を擲ち、一意朝旨を遵奉するを以て閩藩の方針とし、幕府をして之を實行せしむるに決し、朝廷に進言して攘夷の確定を促し、朝議之を容れて幕府も亦奉命し遂に攘夷期限の發表を見るに至れり。同三年正月十七日卿は就國に際し、天顔を拜し天盃を賜ひ、參議に任せらる。同年五月十日即ち攘夷期日に當り、馬關の我戍兵、海峽を通航する外國船を砲撃し、爾來數回彼我砲火を交ゆ。朝廷之を聞き、監察使正親町

公董を下向せしめ、大に其の功を賞せしも、幕府は反て之を輕舉とし、詰問使を派遣せしを以て、卿は天勅台命に出づるものにして私戦に非ざるを辯疏せり。是より先、姉小路公知の朔平門外に暗殺せらるゝや、朝廷より堺町門の警衛を長藩に命ぜられたるに、同年八月十八日俄然警衛を免ぜられ、長藩士は入京を禁ぜられ、攘夷派の公卿は參朝を停止せられたり。因て在京の長藩士は、三條實美等七卿を奉じて歸國し、爾來朝廷と長藩の間は、何者にか阻隔せられ、種々手段を盡して辯疏せしも、禁闈雲深くし

て長藩の冤を雪ぐを得ず。元治元年に入り卿は在京志士等の雪冤運動益々熾烈を加ふるを見て、老臣福原元徳國司親相益田親施を派し、専ら鎮撫に當らしめしも、却つて七月十九日の京師變動を激成するに至れり。是に於て卿父子は官位を褫奪せられ、幕府は尾張征長總督を廣島に派遣し、長藩の罪を問ふ。因て父子は謹慎の誠意を表し、三老臣の首級を廣島に函送して罪を謝し、七卿を筑前に移すこゝとなり尾張總督は班師歸東せり。然るに慶應元年に至り、幕府再び征長の議を決し、同二年六月四境の開戦と

なり、我軍連戦連捷して遂に幕府をして、休戦を請はしむるに至る。此の時に當り、薩長提携の盟約成立し、朝廷に於ては王政復古の廟算決定せしを以て同三年十月十四日討幕の密勅を薩長兩藩に賜はり、同時に卿父子は復位復官となり、直に大兵を上京せしめたり。明治元年正月我兵は薩兵と共に幕軍を伏見鳥羽に擊破し、次に江戸の開城となり、北越奥羽の征討となり、北海道の餘焰も亦鎮靜に歸し、茲に全く王政復古の大業は確立せり。同年六月二日卿參内天顔を拜し優勅を賜ひ、且つ懷中煙草入蠟石硯及

銀盃を賜ふ。同年九月卿參内、左近衛權中將を兼ね
從三位に叙し、歸國の願を許され御衣一襲赤大口御
袴を賜ふ。明治二年正月二十日卿は薩土肥三侯と連
署を以て版籍奉還を奏請し、六月二日聽許せらる。
同年二月十一日萬里小路勅使山口下向、卿に上京大
政贊襄の宸翰を授けられ、三月三日參内天盃を賜ふ
同年六月二日從二位に叙し、權大納言に任じ、賞典
祿拾萬石を下賜せらる。同月四日家督を世子に譲り
隠居す。同四年三月廿六日卿脚疾大に進み自ら起た
ざるを知り、元徳卿に口授して遺表を朝廷に上らし

め、二十八日（陽曆五月十七日）薨去す、年五十三
忠正公と諡し、山口香山墓所に葬る。堀河勅使山口
下向、從一位を贈り誄詞を賜ふ。同五年四月卿の神
靈を豊榮神社に安置し、尋で新に社を建て之に移し
同九年十二月縣社に列し、野田神社と稱す。同二十
一年勅撰銅碑を墓域に建立し、卿の偉勳を表彰せら
る。同三十四年正一位を追贈せらる。大正四年十一
月十日野田神社を別格官幣社に昇格せらる。

從一位公爵毛利元徳卿

卿は幼名を驥尉と稱し、諱は廣封、定廣、終に元徳

ニ改む、別に靜齋、精齋、萩の舎、芳宜園等の雅號
從一位毛利元徳卿銅像



一月朔日宗藩毛利敬親の養嗣子ニ爲り、安政元年二

嘉永四年十一月廿二日德山に生る。天保十年九月廿二日徳山毛利日向守廣鎮の十男にして

月二十八日將軍家定に謁し、三月九日首服を加へ、從四位下に叙し、侍従に任じ、長門守定廣ニ改む。同五年正月敬親の養女銀子（後改安子）ニ婚す。文久元年十二月十六日左近衛權少將に任ず。同二年四月十三日江戸を發し、廿八日京師に入る、蓋し内勅に依るなり。五月七日天皇几案及黃金拾枚を賜ふ。七月二日敬親江戸より上京し、廿七日父子に勅し一人江戸に下り一人京師に在りて國事に周旋せしむ。八月二日召に應じ學習院に出で、官武間周旋の勅命を拜す。同二年三月伏見を發し十九日江戸に抵る。

是より先、大原勅使江戸に在り、卿は之に謁し、勅旨貫徹の事を謀る。廿四日卿登營して勅書を將軍に傳へ、且つ上洛を促す。十月二十八日三條勅使姉小路副使江戸に下り、將軍に攘夷の決行を促がす、卿も其の議に參與し、周旋頗る努む。此時藩士井上聞多高杉晉作等、幕府の依違不斷を憤り、洋館を神奈川に襲撃せんこす。卿之を聞き單騎追ふて諭止す。進みて閣老及越土二侯に歴説し、將軍をして遂に奉勅せしむ。十二月九日江戸を發し、廿八日京師に復命す。同三年正月三日參内龍顏を拜し、天杯及御衣

を賜ふ。二月加茂及石清水行幸の議を上り、三月一日下上加茂社の行幸に供奉し、四月十一日石清水行幸に供奉す。其の廿一日攘夷期限の發令ありしを以て、卿は直に歸國し、下關砲臺を巡視し、六月朔日米艦の來襲するや、卿は日和山に上り戰を督す。八月十三日大和行幸の勅あり、其の十八日朝議俄に變じ、大和行幸の勅を取消さるゝと共に、長藩兵の堺町門警衛を罷められ、三條實美等七卿長藩に投ず尋で卿父子の入京を止め、七卿の官位を褫奪せらる因て老臣井原主計を遣り、奉勅始末を上り、反復辯

疏する所ありしも省せられず。元治元年の春、藩士の激徒等、憤然上京して冤を雪がんさせしも、卿の慰諭に依りて止む。六月に至り藩士の脱走して上京するもの益々多く、老臣を遣して鎮撫せしも及ばず遂に京師の變動を見るに至る。八月四日外艦十八隻下關に來襲し、卿は船木に陣して防戦を指揮す。戰况我に利あらずして、八日止戦を約す。十六日幕府書を傳へて卿父子に謹慎を命じ、其の官位を褫奪す尋で征長軍廣島に來りしも、我が謝意を容れて班師す。慶應元年正月高杉晉作等諸隊のもの、藩政府の

恭順を憤り、軍を美禰郡に進め戰ふて之を破り、遂に藩政府の方針を改革す。同二年幕府再び征長の師を進め、我四境に迫る、我兵連に之を擊破し止戦となる。是より先、薩長の聯合成立し、薩侯島津忠義の三田尻に来るや、卿は之と會見して大舉入京を約す、同三年の末に至り朝廷は卿父子の官位を復舊し討幕の密勅を賜ふ。明治元年正月薩長の在京軍は幕兵を伏見鳥羽に擊破す。卿は更に大兵を統て、二月七日入京し、薩土越藝肥の五藩と共に、上疏して萬世の基礎を定めんことを請ふ。十二日參内御劍を賜

ひ、二十八日參内短刀及文臺を賜ふ。三月九日議定に任ぜられ、五月二十日辭職す。明治二年五月十六日麝香間祇候を命ぜられ、六月二日參議に任じ從三位に叙し、卿父子に祿十萬石を賜ふ。同月四日卿襲封し、十七日山口藩知事に任ず。七月三日參内天盃及直垂馬鞍鐙を賜ふ。八月二十三日北海道の内四郡を以て、我藩の支配と爲し、開拓の事を命ぜらる。同三年二月脱隊の暴動あり、卿之を鎮撫す。其の二十一日卿は木戸孝允を從へ、鹿児島に島津久光父子を訪問し、交誼を温む、七月十三日上書して、郡縣

の實を擧げ人材登庸の途を開かんことを請ふ。其の十四日山口藩知事を免ぜらる。九月廿五日天皇御召故御下襲を賜ふ。同六年五月廿二日天皇我高輪邸に臨幸あらせられ、翌七年五月廿九日皇后皇太后我高輪邸に行啓あらせらる。同十年五月三日第十五國立銀行頭取となり、翌十一年二月辭職して取締役となり。同十二年六月十七日從二位に叙せらる。同十四年七月十六日勳二等に叙し旭日重光章を賜ふ。八月十一日滋宮祇候を命ぜられ、翌十五年一月免ず。同十七年七月七日公爵を授けらる。此年私立防長教育

會の爲に金拾萬圓を寄附す。同二十年九月廿二日正二位に叙せらる。其の二十九日海防費金拾萬圓獻納に依り金製黃綬褒章を賜ふ。同二十二年十一月廿五日憲法發布記念章を授けらる。十二月廿七日勳一等に叙せられ、瑞寶章を賜ふ。同二十三年十月二十一日旭日大綬章を賜ふ。同二十四年九月第十五國立銀行取締役を辭す。同二十七年九月日清役に付金參萬圓を海陸軍恤兵部へ獻ず。十月各末家謀り、金壹萬圓を出資し、防長軍人戰死者の遺族を慰恤す。同二十八年六月十七日從一位に叙せらる。同二十九年

十二月二十三日卿の疾俄に危篤に陥る。翌二十四日天皇御菓子を賜ひ、旭日桐花大綬章を賜ふ。二十五日薨去す、年五十八。二十六日勅使其の邸に臨み、誄詞を賜ひ、同日國葬を仰出さる。三十日東京白金瑞聖寺境内に殯葬し忠愛公と謚す。同三十一年三月二十三日山口縣山口香山墓所に移瘞す。神靈を奉祀して芳宜園神社と稱し、別格官幣社野田神社の攝社とす。

贈從三位毛利元周卿

卿諱は、元周^{モトコト}左京亮と稱す。長府藩主從五位下備後

守元寛の男にして、文政十年十一月九日江戸邸に生る。天保十

贈從三位毛利元周卿銅像



四年三月叔父甲斐守元運の養子となりる。弘化四年十二月從五位下に叙し、左京亮改む。五年六月二日家を繼ぐ。嘉永六年外警に

接し、江戸在邸の兵を率ゐ相州の防備に充て、藩内に令して益々兵備を嚴にせしむ。文久三年正月六日上京、其の十七日宗藩主と共に参内、龍顔を拜し天盃を賜ふ。二月十八日再び参内、攘夷の勅命を拜し就國後砲臺を壇浦に築く。五月十日米艦を砲撃し、二十三日佛艦を、二十六日蘭艦を砲撃す。六月五日又前田浦に佛艦と戰ふて功あり。七月十四日勅使下向、其の功勞を褒賞せらる。元治元年八月英佛米蘭四箇國の軍艦十八隻と大に前田に戦ふ。同年京師の變動に就き卿も官位を褫奪せらる。十一月山口留寓

中の五卿、來り投じて長府に居る、卿之を厚遇す。慶應二年幕軍の來侵するや、卿は報國隊を出陣せしめ、宗藩の奇兵隊と相應じ、豊前田の浦に戦ふて、大に之を破り、七月赤阪を攻めて之を取り、八月小倉に逼り降伏せしめたり。同三年討幕の密勅薩長に降るや、卿は官位を復舊せらる。明治元年二月藩兵二小隊を東上せしめ、京師警衛の計畫なりしが、其月二十三日卿は疾病に罹り、三月家を元運の子元懋（後改元敏）に譲り、五月七日薨去す、年四十二。長府覺苑寺に葬る。明治二十四年四月十三日特旨を

以て從三位を贈らる。

從三位毛利元蕃卿

卿幼名は徳太郎と稱す。諱は初め就軌、次に廣篤、後に元蕃と改む。徳山毛利兵庫頭廣鎮の七男にして文化十三年七月二十五日江戸今井谷邸に生る。天保七年十二月十六日從五位下に叙し、山城守に任す。同八年十二月七日家を繼げり。幕命に依り數次諸所の火防役を勤む。同十四年十一月二十三日淡路守に任す。同年十二月六日蘭學醫業を藩地に興し、藩士をして就て學ばしむ。嘉永五年十二月朔日藩校鳴鳳

館を興讓館と改稱し、大に學政を擴張し、且つ武藝從三位毛利元蕃卿銅像



諸國に疫病流行し、死者續出せしも、卿は家士領民

年三月十八日相州大浦山の警衛を命ぜらる。同五年九月

に施すに消毒養生湯を以てし、爲に領内死者を見ず文久二年六月朔日孝女米（徳山東町金右衛門の女）の碑を徳山浦石に建て、之を表旌す。同年七月二日宗藩主の副として上京、禁門を衛る。同三年正月三日宗藩世子と共に參内、龍顔を拜し天盃を賜ふ。同年六月二日宗藩下關に外艦を擊つに當り、卿も亦兵を出して之を援く。元治元年京師の變動に就き、卿も官位を褫奪せらる。慶應元年七月兵制を改革し、洋式兵法を用ふ。同二年六月兵を小瀬川口に進め、幕軍の襲來に備ふ。同三年二月兵を豊前小倉に出し

其の守衛に任す。同年十二月討幕の密勅薩長に下るや、卿は官位を復舊せらる。同月八日世子平六郎を名代ごし、長藩兵の總督ごとしてして上京せしめ、明治元年正月幕軍を伏見鳥羽に擊破す。同年九月朝命を奉じ、羽州秋田口に出兵す。翌二年五月北海道に幕府の殘兵を討ちて之を降す。同三年二月山口に脱隊騒動起るや、卿は直に兵を出して、鎮靜に歸せしむ、同年七月十四日徳山藩知事に任じ、翌四年六月之を辭し、同年九月二日隠居す。同十六年三月十日從四位に叙し、同十七年七月二十二日從三位に進む、此

の日東京に薨す、年六十九。白金瑞聖寺に葬り、昭和二年五月二十八日徳山町字慶萬墓地に改葬す。

贈從三位吉川經幹卿

卿諱は章貞、後に經幹通稱を監物ごんぶつと云ふ。初め龜之進かめのしんと稱せり。周防岩國藩吉川經章の男にして、文政十二年九月三日岩國に生れ、弘化元年正月襲封す。同三年藩校養志館を創設して文武を獎勵し、自ら玉乃小太郎、二宮元輔を師ごしとして、學を研き治を勵む嘉永六年米艦の來るや、幕命に依りて出兵、江戸及相州荒崎を戍る。文久三年朝命を奉じて上京、禁闈

を守衛し、攘夷の勅を拜す。同年八月堺町門の變あり、卿は宗

贈從三位吉川經幹卿銅像



を護衛して歸藩す。元治元年七月宗藩世子國事歎願の

藩の老臣益田親施等と共に、毛利氏の勤王誠忠他意なきを朝廷に陳辯し、七卿

爲上京せんとするに當り、卿は宗藩主の委囑を受け其の後見として之に従ひ、備中水島灘に抵りて、京師の變動を聞き、直に岩國に歸る。同年八月幕府征長の令を發するや、卿は藝藩に至りて、宗藩の爲に斡旋を依頼す。十一月尾張征長總督の廣島に來るや卿は自ら其の軍門に抵り、宗藩の爲に歎願する所あり、宗藩よりも三老臣の首級を函送して謝罪し、征長總督は班師せり。慶應二年六月幕府長藩再征の舉あるに當り、卿は兵を小瀬川口に出し、宗藩の軍を援け、數次幕軍を破れり。同年十二月卿は宗藩主に

陪して、英國水師提督ミ三田尻に會見す。翌三年三月卿は病瘡に染み、自ら快癒の難きを知り、一夜用人二宮元輔、鹽谷鼎助、玉乃東平、下徳太郎等七人を枕邊に招き、儼然端坐、天朝に忠を盡し、宗藩に親誼を厚くすべきを諭し、嗣子經健をして、國事を攝せしむ。明治元年の役、藩兵王師に加はり淀八幡に戰ひ、又大阪城を衛る。尋で奥羽北越に轉戦し、大に功あり。是より先、文久三年宗藩主吉川氏を昇格して末家とし、明治元年に至り朝廷卿を藩屏に列し駿河守に任じ、從五位下に叙す。同二年三月二十

日薨去す、年四十一。岩國洞泉山に葬る。卿は資性温恭沈毅、儀容嚴正にして、夙に祖訓を服膺し、至誠一貫宗家を輔翼す。又深く心を教育に致し、士民其の徳に服せざるはなかりしこ云ふ。明治二十四年四月十三日特旨を以て從三位を贈らる。

贈從三位毛利元純卿

卿諱は元純モトスイ、初名は銀三郎モリサムライと稱す。豊後日出藩主木下俊敦の四男にして、天保三年十一月六日江戸に生る。嘉永三年清末藩主毛利元承の養嗣子となり襲封す、同四年從五位下に叙し、讚岐守に任す。安政四

年宗藩の命に依り、出兵して相州三崎を戍衛す、文
贈從三位毛利元純卿銅像

久三年五月



十日下關港
の戍兵外艦
を砲撃し、
翌六月六日
外艦下關を
來襲す、卿
親ら藩兵を
提げ之に應戦す。同年八月攘夷褒詔謝恩の爲、卿は

宗藩父子に代りて上京し、七日參内天顏を拜し天盃
を賜ふ。其の十八日朝議一變の難局に遭ひ、卿は三
條實美等七卿を伴ふて歸藩す。元治元年七月宗藩世
子の上京に隨ひ、備前沖に於て京師變動を聞き、即
日歸國す。此の變動の結果として、卿も官位を褫奪
せらる。慶應三年幕府再び征長軍を出し、長藩の四
境を圍む。此の時に當り、卿は石州口の防禦總督に
任じ、兵を率ゐて生雲の營に出張し、大に戰ふて敵
を破り、逃るを逐ふて濱田城を收む。同三年十二月
討幕の密勅薩長に下るや、卿は官位を復舊せらる。

明治元年四月卿は石清水行幸の供奉を命ぜられ、是より常に輦下に在りて禁闈を守護す。同二年版籍を奉還し、其の六月清末藩知事に任す。同年山口に脱隊騒動の起るや、卿は宗藩主を援け鎮撫に盡力す。同七年十一月同族數人と共に、馬術を御前に試みて叡感を蒙る。同八年三月十二日東京芝伊皿子邸に於て薨去す、年四十四。卿は天資剛毅、容貌秀偉にして、大事に處するに從容自若たり。堺町門の變の如き、上下狼狽の色ありしに拘はらず、卿は泰然として臨機應變の措置を命じ、餘裕綽々たり。又隆暑苦

寒、侍臣は耐ゆる能はざるが如き時に於ても、卿のみは毫も意に介せざるが如くなりき。又卿は文武に秀で、殊に馬術砲術に至りては、最も巧妙を極めたり云ふ。明治二十四年四月十三日特旨を以て從三位を贈らる。

贈正四位益田親施君

君姓は藤原、諱は兼^{トト}施^{シテ}藩主の偏諱を賜ふに及び親施^{チカ}と改む。幼名は幾三郎、後に越中、次に彈正、終に右衛門介と改む。毛利氏の老臣益田元宣の第二子にして、天保四年九月二日萩に生る。兄親興病歿せし

を以て、父の後を承け益田氏を相續す。君人ニ爲り豁達にして英氣あり、年十七八の時、吉田松陰の門に入り兵學を受け、勤王の志最も深し。藩の老職ニ爲るや、才を擧げ能を用ひ、言語を



贈正四位益田親施君隆起像
洞開し、文武を獎勵し、士氣を振作す。安政五年密勅の下るや、君は藩主の意思を受け、大に王事に鞅掌します。

獻策する所多し。文久三年八月の朝議一變に當り、君は恰も輦下に在りしを以て、藩主及七卿の爲に雪冤に奔走せしも、遂に省みられず。元治元年に至り

闔藩士民の憤慨益々熾烈となり、相率ゐて國を脱し近畿に集合し、進んで君冤を訴へんこす。藩主大事を誤らんことを恐れ、君ニ福原元潤國司親相この三人を遣はし、之を鎮撫せしむ。君の山崎に至るや、衆情既に火の如く、君側を清めずんば止まさらんこす。遂に發して禁門の變となり、我兵利あらずして退く。幕府其の罪を聲して、征長の師を起す。藩府君等三人を暴舉の首魁ニ爲し、先づ之を徳山に幽錮し、同年十一月十二日死を賜ふ。君從容自盡す、年三十一。明治二十四年四月八日特旨を以て正四位を

贈らる。左に遺詠を錄す。

辭世

今更になにあやしもん空蟬のよきもあしきも名のかはる世を

贈正四位福原元間君

君姓は大江、諱は勝定、藩主齊元の偏諱を賜ふて元定^{カツテイ}を改め、後に元間^{カツヒラ}と改む。通稱は越後翠崖^{シロイハヤ}と號す。徳山藩主毛利廣鎮^{ヒロタケル}の第三子にして文化十年八月二十八日徳山に生る。初め老臣佐世石見の養嗣子^{カズシ}と爲り徴之介^{カツシ}と稱す。會々老臣福原親俊病歿して嗣なし、

藩主君に命じて其の後を承けしむ。君人^{ヒト}と爲り、重厚沈毅寡言にして喜怒色に見れず。要職に在ること年久し。元治元年七月藩主の命を奉じ、雪冤運動の志士を鎮撫する爲上京す。十九日の

變に當り、君は伏見街道藤杜より進み、大垣藩兵^{ヒタチ}と戰ひ、負傷して歸國す。幕府征長の師を起すや、藩府君等三人を暴擧の首魁^{ヒゲ}と爲し、徳山に幽錮す。其の後君は岩國に移され、同年十一月十二日死を賜ふ、年五十、明治二十四年四月八日特旨を以て正四位を贈



贈正四位福原元間君

らる。左に遺詠を錄す。

幽囚中の述懷

おしなべて曇りはてたる世の中に月影のみぞさやけかりける

辭世

苦しさは絶る我身の夕煙空に立つ名はすてかてにする

贈正四位國司親相君

君姓は藤原、名は熊之助、後に信濃改む。諱は朝相^{スケ}、後に藩主の偏諱を賜ふて親相^{スケ}と稱す。老臣高洲

平七の二男にして、天保十二年六月十五日萩に生る
弘化三年出て國司龜之助の養嗣子となり家を繼ぐ。
君人^ミ爲り、姿儀端正にして頗る膽力あり。文武の

贈正四位國司親相君隆起像

君人^ミ爲り、姿儀端正にして頗る膽力あり。文武の

業を勵み最も和歌を善くす。文久三年五月藩主の命を奉じて有馬侯に使



し、久留米藩正義派の幽閉を解く。
又下關攘夷軍を指揮して功あり。元治元年七月藩主の命を奉じ、雪窓運動の志士を鎮撫する爲上京し、嵯峨の天龍寺に駐る。十九日の變に當り、君は兵を率ゐて中立賣門より進みしも、戰敗

れて歸國す。藩府君等三人を暴舉の首魁ご爲し、德山に幽錮す。十一月十二日同地に於て死を賜ふ。年二十四。左に遺詠を錄す。

八月念二日の夜雁をきゝて

故郷にふみの通ひもならぬ身の聞くもかひなき初雁の聲

辭世

あすか川きのふにかはる世の中のうき世に立つは
我身なりけり

同

よしやよし世を去ることても我心皇國のためになほ
盡さばや

贈正四位清水親知君

君姓は平氏、諱は知周トモカネ、後に藩主の偏諱を賜ふて親チホ知トモと稱す、字は子濟、通稱は清太郎葭堂カキドウと號す、清水圖書信篤の長男にして、天保十四年六月九日萩に生る。安政二年五月出で、宗家清水親春の養嗣子ヒナツシノコと爲り家を繼ぐ、君人ヒトモノと爲り沈默にして剛毅、言動虔誠にして人を動かす。少年の時大橋順藏の門に學び年二十一にして一書生より擢アゲルてられ、藩の要路に立

ち、勤王に鞅掌す。君の因備に使するや、時に訛言あり、長藩は因州を協力して、雲州を挾撃せんこす。君大に之を憂へ、石州郷津に於て土人を招き、



贈正四位清水親知君隆起像

天下の形勢を説き、諭すに大義を以てして、訛言の無根を辯ず、土人感泣して、勤王の爲に力を致さんこそを誓ふ。元治元年京師の變あるや、長藩は内憂外患一時に併發し、愕然善後の策に苦む君は周布政之助と謀り、吉川氏に就き計畫する所あり、既にして黨争勃發し、三老臣に死を賜ひ、周布

も亦自殺す。因て君は上書して罪を采邑に待ち、尋で其の職を褫はれ、十二月二十五日死を萩の自邸に賜ふ。是日君は身を清めて淨衣を着け、端坐して古道照顏色の五字を書し、從容死に就く、年二十二。左に遺詠を錄す。

春 雨

さらぬだにいこゝさびしき夕暮に音さへしのぶ春
雨の空

去江戸小梅大橋訥庵塾歸國途上之作
小梅留別太匆忙。山雨海風前路長。君父重恩何日

報。依然頑骨入家郷。

日露戰役記念砲臺 本園平蓮寺山の頂上には、明治四十一年四月に築造せる模擬砲臺あり。是は日露戰役を記念し、併せて同役に從軍せし防長出身陸海軍將士の勳績と忠烈とを表せんが爲に、毛利家一族八家の協同を以て建設せられしものなり。砲臺の上に据付けられし大砲及錨鎖等は、陸海軍兩省より同戰役の戰利品を寄與せしものなり。臺壁の正面には、日露戰役記念の六文字を題し、左右の兩側に、左の文字を鑄出せる銅版を籍入す。

明治三十七八年之役。實關皇國之興廢。而王師寢々於陸於海。所向無前。聿得奏曠古之大捷者。雖偏賴今上陛下之威德。然士民忠勇義烈。奮敵王愾。翊贊宏猷之功。亦可謂偉且大矣。顧吾防長人士參加此役者。元帥大將以下將校千四百二十六人。下士三千零九十六人。卒二萬二千七百零六人。總員殆三萬人。而死者至二千餘人。可謂盛矣。予等同族。與是等諸君。素有舊誼。故開戰以來。或寄醫治之料。或獻兵站之資。當其凱旋也。亦屢致歡迎之誠。未敢一日寧處。然猶憾有所未慊也。乃欲建設一大記念物。以

表諸君之勳績與忠烈。併使後人有所觀感興起。陸海軍兩省諒其意見。寄戰利巨砲及錨鎖等。乃築模擬砲臺於龜山而裝置之。茲記事由以誌後昆。

明治四十一年四月

正三位 公爵 毛利元昭 從五位子爵毛利元秀
 正三位勳三等子爵毛利元敏 從四位男爵吉川重吉
 従三位勳四等子爵吉川經健 從四位男爵小早川四郎
 正四位 子爵 毛利元忠 正五位男爵毛利五郎
 模擬砲臺の前には、大正天皇が、皇太子の御時代、即ち明治四十一年四月山口に行啓あらせられし際、御手

植あらせられし月桂樹あり。模擬砲臺と銅像の建設しある最高部との中間に、平坦なる芝生の廣場あり。其の東隅に泉石花木を布置し、左右に維新の功臣、贈正四位周布政之助、同來島又兵衛の石碑を建つ。碑文は附錄として、卷末に掲ぐ。

終に臨み特記すべきは、今上天皇陛下が、皇太子の御時代、即ち大正十五年五月山口に行啓あらせられし際其の二十九日午前本園に台臨あらせられ、銅像御巡覽の上、山上より山口市街を御展望あらせられたり。此事の一時は、去明治四十一年の行啓と並び傳ふべきもの

にして、鶴駕を兩回までも奉迎し得たることは、眞に
龜山園の光輝と謂ふべし。

附 錄

周布來島兩君の碑文

龜山園中腹の廣場に建設せし周布政之助來島又兵衛兩君の碑文は前
掲六卿四大夫の略歴と對照して維新の事情を明にするに足るの資料
なるを以て附錄として左に掲ぐ。

贈正四位周布君碑

周布君既卒之二十八年。今上追懷褒其忠。勅贈正四位。皇后亦聞其夫
人老而寡居。賜以縮緼一匹金百圓。蓋聖明在上。恩及枯骨。固其所
也。然而非有赤心報國沒世不磨之功。何以能致此乎哉。君世籍長藩。
年二十五爲檢使。遷國饗都講。藩主忠正公知其大器可用。擢爲政務役。
嘉永中祇役江戸。會米國軍艦駛入浦賀。幕府大駭。命諸藩備要衝。

我兵出守大森。鎧仗鮮麗。旗幟精明。人驚嘆其有備。尋戍相模及兵庫。亦有聲譽。是皆君在內規畫之也。初米艦之請互市也。幕府僥幸不知所對。問策列侯。君勸公建議。拒絕外請。幕議不納。假結條約。露蘭英佛相踵而至。皆依米國例。而非朝廷之意也。安政戊午春。幕府使堀田閣老入奏請歸約。不聽。乃謀更遣間部閣老。劫制公卿以得裁可。中外紛紜。禍難且不測。先帝憂之。使鷹司右大臣正親町三條中納言。傳密旨於公。竊有所依賴焉。公感激欲遣使奏事。頗難其人。君乃請自往。謁右大臣及中納言。君名遂達天聽。使中納言引見之禁中。君代公陳意見曰。對外之策。無論和戰。在邦內一致禦侮。而今幕議背朝旨。何以能制大敵乎。臣請周旋於朝幕之間。協和謀事。則內治可求。外侮可禦。萬一有如外夷陸梁入寇。則帥大兵防衛輦下。有如幕吏驕傲不臣。釀成內亂。則舉藩以勤王家而已矣。願勿勞聖慮。奏入。再使中納言垂問。

時務。君條例數事。言極剴切。奏對稱旨。賜物遣歸。歸則說公。貢土宜以助供御不贍。朝眷益隆。又勸公、更張藩政。修文講武。極力洗除恬熙之弊習。一藩大振。文久辛酉公有所建議。尋詣江戶。親說閣老。勸大將軍家茂朝覲。壬戌春君應召赴江戶。參其謀議。六月公發江戶朝京師。君措置後事。而後西上。方是時。幕吏苟且偷安。外侮日甚。君深慨之。專唱尊王攘夷之說。八月世子奉勅至江戶。君從之。歷說閣老及春岳容堂二侯。使幕府遵朝旨。且促大將軍入覲。癸亥二月入京師。輔世子專策尊攘之事。三月大將軍家茂入覲。改舊例興廢典。及天皇謁加茂社躬率侯伯從焉。於是公又建議。置親兵。首貢壯士一隊。尋獻金壹萬兩。以表歸兵權復朝貢之意。蓋亦出君之贊畫也。四月大將軍奉勅班膺憲令於海內。世子告暇就國。君亦西歸。乃傳檄擊外艦於赤間關。公進君表番頭格。以政務役兼藏元役。專任軍國政。方是時。列藩傍觀。

不敢援。幕府亦偷安忌戰。屢詰輕舉啓釁。公抗議再三。益修守備。七月公上言請親征。車駕發有日矣。幕吏大懼。與會薩二藩謀。奏黜廷臣用事者。解我兵宿衛。三條中納言等七人。西奔投我。幕府又奏褫七人官位。禁我公父子入朝。於是。藩士忌君者爭起咎之。君欲應變盡策。馳抵大阪。而勢不可復爲。將引決。會公遣使懇諭召還。乃感泣曰。臣猶未可死邪。遂復舊職。專以雪君冤回朝眷。爲己任。勸公使老臣齋奉勅始末。東上訴冤。而內抑藩士忠憤之激發。外求同志諸侯之援助。盡策頗苦。旣而擁蔽愈深。誠意不達。士衆憤惋激昂。欲迫闕下清君側。君止之不可。相率走近畿。遂有禁門之變。幕府將興師問罪。而英佛米蘭四國。連艦來寇。戍兵拒之不利。遂講和。先是高杉晉作下獄。君平常愛其爲人。竊往訪之。爲有司所摘發。獲罪屏居。公以內外危急復起君。君日夜鞠躬忘寢食。遂與老臣清水清太郎。俱往岩國說吉川經幹。

委以善後策。而請躬抵東師軍門。以死雪君冤。公不聽召還之。歸則黨論沸騰。勢焰甚盛。君慨然仰天嘆曰。我可死矣。器小任大。以覆公餗。其罪無所逃。遂絕食數日。上書而自刃。實元治甲子秋九月二十六日也。臨死作遺書。勸其子以忠孝大節。且曰。汝埋我屍於孔道傍。敵兵來侵。我顯吾靈。叱咤鄒之。乃葬之山口城南矢原村。後公追賞其勤勞。賜香花資。朝廷又合祀之靖國神社。嗚呼君業雖不卒。異日同志者除姦黨定藩議。輔公樹中興偉業。而反始遡原。君力居多焉。可謂豪傑之士矣。君諱兼翼。字公輔。稱政之助。號瘦梅又麻田。晚年有故變姓名。曰麻田公輔。系出自大織冠鍾足之裔。大納言國兼。國兼六世孫。御神本佐兵衛兼定。食石州那賀郡周布鄉。因氏焉。兼定十七世孫有長次者。其第五子權之助就房。仕毛利大照公。食祿百五十石。是爲君七世祖。祖考諱國包。祖妣兒玉氏。考諱兼正。妣村田氏。君以文政癸未三月二

十三日生於萩城。幼失所怙。母氏賢。教以義方。君亦有至性。受褒數次。及長讀書演武。尤尚節義。爲人嚴明方質。見者憚之。然胸宇瀟洒。能容衆。中年嗜酒。醉則頽倒。鼾睡如雷。就告以公事。應聲起坐。指畫如常。嘗在江戶邸。論事連七晝夜。毫無倦色。人服其精力。卒年僅四十有二。有遺稿若干卷。初娶世木氏。生一女而去。女尋殞。繼娶小泉氏。生一男。名明克。出嗣繁澤氏。小泉氏歿。娶栗屋氏。生一男二女。男名金槌。後改公平。今爲兵庫縣知事。二女并適人。今茲丙申。當三十三回忌辰。孝子公平與親族故舊相議。爲君建碑。乞銘於予。予嘗受君誘掖。致力國事。而君歿之前夜。予亦遭難。幸免老健至今。回想往時。不堪感愴。揮淚爲之銘。銘曰。

外患內訌。交勞宸衷。誰克安之。實我藩公。藩公忠誠。誓掃妖氛。誰克贊之。實我周君。一言動天。天心維賴。

王政復古。經畫汔濟。喟彼群小。內外讒毀。一藩柱石。齋志就死。天運循環。日月再明。同志繼起。中興業成。藩公功烈。世莫與京。夙志斯達。君亦可瞑。天子思始。贈位褒旌。屹斯大碣。永表忠貞。

明治二十九年九月

從一位勳一等公爵毛利元德篆額
正二位勳一等伯爵井上 謩撰
正三位勳二等 野村素介書

贈正四位來島君碑

當我長藩屯遭之時。不乏殉節之士。而來島君其最著者也。君諱政久。姓源初稱光次郎。實喜多村左治馬正倫第二子。少爲來島氏所養。及嗣

家。改稱又兵衛。爲人剛勇好武。朴直重義。藩主忠正公擢爲駕籠奉行。嘉永癸丑歲。從公抵江戶。會米艦來浦賀。強請互市。幕府遂納之。假定條約。上奏乞裁。朝廷不允。且命攘之。幕府不肯奉行。於是。或唱道開港。或主張鎖國。海內騷然。莫知所適從焉。君慨然曰。開鎖之事。吾自有說。然普天率土。無不遵奉朝命之理矣。幕府旣誤大義。天下之變。莫大於今日。且太平日久。士氣萎靡。不一戰以振作之。安能得維持皇國哉。自是專唱尊王攘夷。安政戊午轉大檢使。尋遷用所役。兼所帶方。遂參政務坐。文久壬戌公與世子定廣公。奉旨周旋於朝廷幕府之間。君輔翼頗力。癸亥春將軍家茂入覲。奉詔定攘夷期日。公乃出兵於赤間關。君爲其參謀有功。當此時。幕府隱與其黨謀。擁兵脅宮闈。遣罷我藩禁門守衛。尋停公父子入京。君憤慨不能措。曰。君辱臣死。正在此時。况姦臣弄權。擁蔽聖明。皇國安危迫于目睫哉。於是。糾

合志士。號游擊軍。自督之。將入京師有所爲。公父子止之。元治甲子六月。君先世子上京之舉。率其兵進屯伏見。尋至嵯峨。久阪通武等亦率衆在八幡山崎。頻敲天闕。哀願切至。不省。幕府令曰。退待命。不聽則討。通武等相會。各陳所見以質君。君正色曰。又兵衛唯知進而已。不知退也。憤淚溢眼。衆莫復言。我衆乃自三道進入京師。君向蛤門。躍馬揮塵。奮進猛擊。敵兵披靡。會爲銃彈所射斃。七月十九日也。從兵收君屍。假瘞山崎某地。越四年。慶應丁卯冬。有詔復吾公父子官位。旣而王政維新。我藩之士。能與贊中興偉業。蓋聞君之風而興起者居多。君之志。於是乎成矣。明治戊辰冬。故舊胥議。改葬於靈山。尋有朝命。合祀靖國神社。辛卯春特贈正四位。嗚呼君可以瞑矣。按君系。出宇多天皇第八皇子敦實親王。親王裔孫森親久。稱淡路守。居出雲國來島城。其子就親。來歸我藩祖洞春公。改稱來島氏。就親子元善任天

樹公。屢有戰功。其五世孫曰政之。爲君曾祖父。祖政信。考政常。君以文化十四年正月八日。生於長門國厚狹郡高千穗村。卒年四十八。配來島氏。生一男一女。男名龜之進。後改清藏。有故復森氏。女適美和內藏主。今茲癸卯。清藏將建碑以示後昆。乞銘于予。予少壯受君眷顧。而清藏於予爲妹婿。情義不可辭。乃爲之銘。銘曰。

既勇且義。臨難無貳。我公靖共。勤則負累。誓掃妖氣。萬死不避。雖則身死。皇猷煥然。旋乾轉坤。君爲率先。聖恩寵秩。光名永傳。

明治三十六年七月

正三位 公爵毛利元昭篆額
正二位勳一等伯爵井上馨撰文
正三位勳二等男爵野村素介書

昭和二年十一月二十日印刷
昭和二年十二月一日發行

吉敷郡山口町大字上宇野今第三百八十一番地
編輯者兼作間久吉

山口縣吉敷郡山口町道場門前第百十番地ノ十

印刷者 平佐國介

同 所 印刷所 大同印刷舍

313
1075

終

